

業務継続計画（BCP）について

令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対して、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組を、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けられた。

令和6年度介護報酬改定においては、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されたところ。

策定した業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速かつ的確に行動ができることが肝要であることから、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直していただくようお願いしたい。

以下の点は、運営指導において、各施設・事業者が策定している計画（BCP）について、よく見られる指摘事項となるので、今後の運営の参考にされたい。

【よく見られる指摘事項】

- 被害想定等が最新の情報でリスク把握されていない。
- 役割分担が管理者等に集中しすぎており、実効性に疑問がある。
- BCP発動基準や職員の参集基準が不明確であり、被害想定等を考慮した職員の参集計画となっていない。
- 優先業務の選定や利用者へのケアの優先順位、業務の絞り込み、対応手順などが不明確。
- 事業所内で研修は行われているものの、訓練やシミュレーションが行われていない。
- 事業所内で研修や訓練等が行われているものの、計画の改定等にフィードバックされていない。
- 一時避難場所となる近隣施設へのリサーチが不足。避難に当たってのあい路（避難路、人員、資機材等）が整理、検討されていない。
- 利用者、入所者の家族への連絡先や避難先等の把握が不十分。
- 福祉避難所の運営に当たり、具体的な運用にむけて、地域との連携などが検討されていない。
- 備蓄品等の管理（在庫数や消費期限など）が未把握。3日分以上の非常用の食糧、飲料水等を備蓄がされていない。 など

なお、厚生労働省ホームページにおいて、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」についての内容が掲載されている。

「感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」や「BCPの作り方」や「机上訓練の解説」などの動画が掲載されているので参考にされたい。